

## 平成 30 年 7 月豪雨による被害状況等について

平成 30 年 8 月 15 日(水) 9:00 現在  
環境省大臣官房総務課危機管理室

環境省関連の被害状況及び対応状況については、以下のとおり。

### 1. 被害状況

#### 【災害廃棄物等関係】

- ・ 現在、災害廃棄物の発生状況、廃棄物処理施設の稼働状況について、全地方環境事務所に確認中。

#### (個別の被害状況)

- ・ 島根県の邑智郡総合事務組合（川本町、美郷町、邑南町、江津市桜江町）のし尿処理施設が浸水により停止中であつたが仮復旧し稼働再開。
- ・ 岡山県の旭川中部衛生施設組合（岡山市）のし尿処理施設が取水ポンプの浸水により稼働しない状況であつたが、稼働再開。
- ・ 広島県の庄原市の東城ごみ固形燃料化施設が一部水没したため稼働停止中であつたが、稼働再開。
- ・ 広島県の安芸地区衛生施設管理組合（府中町・海田町・熊野町・坂町・広島市の一部）の安芸クリーンセンターが道路の寸断により運搬が困難な状況であつたが受け入れ再開。
- ・ 広島県の呉市安浦のし尿処理施設が、タンク破損と一部土砂流入により埋没し稼働不可であつたが仮復旧し稼働再開。
- ・ 広島県の呉市豊町のし尿処理施設が、搬入道路崩壊により稼働停止中であつたが稼働再開。
- ・ 広島県の呉市のクリーンセンターくれ（焼却施設）が、断水が解消され、稼働再開。
- ・ 広島県の福山市のし尿処理施設（西部衛生）が断水のため稼働停止中であつたが、断水が解消し稼働再開。
- ・ 香川県の坂出市の坂出環境センター（最終処分場）の埋め立て処分地へ下りる進入路法面が一部崩落し 4 t ダンプでの焼却灰等の運搬に支障があつたが復旧完了。
- ・ 愛媛県の上島町の上島クリーンセンター（焼却施設）が断水のため停止中であつたが、下水処理場の処理水を活用することで稼働再開。
- ・ 岡山県の高梁地域事務組合（高梁市、吉備中央町）クリーンセンター（焼却施設）の地下施設が水没し稼働停止中。県内周辺自治体（新見市・真庭市・岡山県中部環境施設組合）にて広域処理を行うとともに、稼働再開に向け復旧作業中。
- ・ 岡山県の高梁地域事務組合（高梁市、吉備中央町）し尿処理場が水没し稼働停止中。県内周辺自治体（津山市・倉敷市・新見市・真庭市）にて広域処理を行うとともに、稼働再開に向け復旧作業中。
- ・ 広島県の庄原市の東城し尿処理施設が一部水没したため稼働停止中。庄原市内の別施

設で受け入れるとともに、稼働再開に向け復旧作業中。

- ・ 山口県の光市の深山浄苑し尿処理施設について、搬入路の一部で土砂崩れにより施設への運搬ができない状況。光市内の別施設や県内周辺自治体（下松市）にて広域処理を行うとともに、搬入路の復旧作業中。
- ・ 愛媛県の大洲・喜多衛生事務組合（大洲市、内子町、伊予市、砥部町）の清流園（し尿処理施設）において浸水被害発生が発生し、稼働停止中。県内周辺自治体（松山衛生事務組合、伊予市松前町共立衛生組合）にて広域処理を行うとともに、稼働再開に向け復旧作業中。
- ・ 福岡県の遠賀・中間地域広域行政事務組合（中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町）の最終処分場の搬入路で舗装面剥離及び擁壁倒壊で大型車両が通行できない状況。中型車両で対応するとともに、搬入路の復旧作業中。
- ・ 福岡県の太宰府市の環境美化センター（粗大ごみ処理施設）が搬入路の崩落により停止中。県内周辺自治体（春日市・大野城市）の施設で受け入れるとともに、搬入路の復旧作業中。

## 2. 対応状況

### 【省全体関係】

- ・ 大臣官房総務課危機管理室に環境省災害情報連絡室を設置（7月3日）。
- ・ 環境省災害対策チームを設置（7月7日15:30）し、コアメンバー会議（第1回：7月8日12:00～、第2回：7月14日13:00～、第3回：7月27日18:10～）及びチーム会合（第1回：7月9日8:00～、第2回：7月9日19:00～、第3回：7月10日10:30～、第4回：7月10日18:30～、第5回：7月11日18:00～、第6回：7月12日18:00～、第7回：7月13日18:50～、第8回：7月20日17:30～）を開催。
- ・ 岡山県庁、広島県庁及び愛媛県庁へ職員をリエゾンとして派遣（7月11日～）。
- ・ 7月13日に本省の環境再生・資源循環局等担当の大臣官房審議官を広島県の政府現地連絡調整室に派遣し、被災地における災害廃棄物処理に関する現地支援体制を強化。
- ・ 7月16日、中川環境大臣が岡山県の災害廃棄物処理の状況について現地調査。
- ・ 7月16日に環境再生・資源循環局総務課長を、7月17日に環境再生・資源循環局等担当の大臣官房審議官を、岡山県倉敷市に派遣し、被災地における災害廃棄物処理に関する現地支援体制を強化。以降、課長級職員を継続して派遣。
- ・ 7月18日に環境再生・資源循環局総務課長を、19日に地球環境局総務課長を追加で広島県に派遣し、被災地における災害廃棄物処理に関する現地支援体制を強化。以降、課長級職員を継続して派遣。
- ・ 7月18日、環境省職員が広島県呉市・坂町における災害廃棄物処理の状況について現地調査。
- ・ 7月19日に大臣官房環境影響評価課環境影響審査室長を愛媛県宇和島市に派遣し、被災地における災害廃棄物処理に関する現地支援体制を強化。以降、室長級職員を継続して派遣。
- ・ 7月25日に大臣官房審議官を広島県に派遣し、被災地における災害廃棄物処理に関する現地支援体制を強化。
- ・ 7月25日に特定非常災害特措法第3条第2項に基づく告示を発出し（環境省告示第57号、経済産業省・環境省告示第5号）、環境省関係の各種許可等の有効期間を延長。
- ・ 8月7日、伊藤環境副大臣が愛媛県の災害廃棄物処理の状況等について現地調査。

【機密性1】

- ・ 8月8日、とかしき環境副大臣が岡山県の災害廃棄物処理の状況および避難所におけるペット対策の状況等について現地調査。

【災害廃棄物等関係】

- ・ 災害廃棄物対策室から九州地方環境事務所廃リ課へ台風7号に係る被害情報の収集を指示（7月2日）。
- ・ 災害廃棄物対策室から全地方環境事務所へ台風7号及び前線等に係る被害情報の収集を指示（7月3日）。
- ・ 災害廃棄物処理に関して以下の旨の事務連絡を全都道府県に発出（7月6日）。
  - 災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について
  - 初動時の対応、仮置場の確保及び災害廃棄物の分別の徹底について
  - 災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について
  - アスベスト飛散防止対策について
  - 被災した太陽光発電設備の保管等について
  - 被災したパソコンの処理について
  - 被災した家電リサイクル法対象品目の処理について
  - 廃石綿、感染性廃棄物やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について
  - 被災した自動車の処理について
  - 被災した農業用ハウス等の農林水産関係廃棄物に係る災害廃棄物処理事業について（7月17日）
  - 使用済自動車の適正処理に関する協力要請（7月19日）
  - 既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて（7月20日、改定：7月31日）
  - 被災市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項について（8月2日）
  - 災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について（8月3日）
- ・ 7月9日に九州地方環境事務所職員及びD. Waste-Netの専門家を福岡県久留米市へ派遣。
- ・ 7月9日から中国四国地方環境事務所職員及びD. Waste-Netの専門家を岡山県岡山市・倉敷市・笠岡市・高梁市・総社市・矢掛町・井原市へ派遣。
- ・ 7月10日から本省・中国四国地方環境事務所・東北地方環境事務所職員及びD. Waste-Netの専門家を広島県広島市・坂町・熊野町・東広島市・竹原市・三原市・尾道市・呉市・三次市・府中市・江田島市・安芸高田市・庄原市・海田町・福山市へ派遣。
- ・ 7月10日から中国四国地方環境事務所・関東地方環境事務所職員及びD. Waste-Netの専門家を愛媛県宇和島市・大洲市・西予市・鬼北町・松野町・今治市へ派遣。
- ・ 7月10日に近畿地方環境事務所職員を京都府舞鶴市へ派遣。
- ・ 7月11日に中部地方環境事務所職員を岐阜県関市・下呂市へ派遣。
- ・ 7月11日から九州地方環境事務所職員及びD. Waste-Netの専門家（日環センター）を福岡県久留米市・飯塚市へ派遣。
- ・ （公社）全国都市清掃会議及び関係団体を通じて、被災自治体への収集運搬車両等の派遣支援について調整。
- ・ 7月13日に近畿地方環境事務所職員を兵庫県宍粟市へ派遣。
- ・ 7月15日に中国四国地方環境事務所職員及びD. Waste-Netの専門家を高知県宿毛市・大月町へ派遣。

- ・ 7月18日に近畿地方環境事務所職員を京都府福知山市へ派遣。
- ・ 7月19日に中国四国地方環境事務所職員を高知県本山町、安芸市、香南市へ派遣。
- ・ 片付けごみの収集運搬に支障が生じている市町村については、環境省及び全国都市清掃会議の調整等により、収集運搬車両を派遣。7月13日から大阪府大阪市及び岡山県赤磐市が岡山県倉敷市に、福岡県福岡市が福岡県久留米市に、7月14日から福岡県行橋市が福岡県飯塚市に、兵庫県神戸市が岡山県総社市に、7月15日から福岡県大牟田市が福岡県飯塚市に、大分県大分市及び熊本県熊本市が愛媛県大洲市に、7月17日から京都府京都市が岡山県倉敷市に、7月19日から愛知県名古屋市が広島県坂町に、7月24日から神奈川県川崎市が広島県呉市に、7月27日から神奈川県横浜市が広島県東広島市に、7月31日から長崎県長崎市が広島県海田町に、8月2日から大阪府堺市が岡山県倉敷市に、8月6日から福岡県北九州市及び鹿児島県鹿児島市が岡山県倉敷市に、高知県高知市が愛媛県大洲市に、8月8日に静岡県浜松市が広島県坂町に、新潟県新潟市が岡山県倉敷市に、8月11日に神奈川県横浜市が岡山県倉敷市に、8月13日に神奈川県海老名市が岡山県倉敷市に、8月14日に静岡県静岡市が広島県坂町に派遣。
- ・ 災害廃棄物処理に関する現地支援体制を強化するため、環境省の調整により自治体職員を派遣。7月18日から熊本県熊本市が愛媛県大洲市に派遣。
- ・ 7月12日から岡山県倉敷市において、7月17日から広島県呉市において防衛省とも協力し、がれきの撤去等を行う。
- ・ 7月20日に中国ブロック及び四国ブロックの災害廃棄物対策行動計画に基づき、鳥取県から岡山県に、島根県から広島県に、高知県から愛媛県に連絡員を派遣するよう要請。7月24日に鳥取県が岡山県に、高知県が愛媛県に連絡員を派遣。
- ・ 7月26日に岡山県で災害廃棄物処理事業費補助金に関する説明会を開催。
- ・ 災害廃棄物処理に関して以下の旨の事務連絡を全都道府県に発出（7月27日）
  - 平成30年台風12号による初動時の対応及び平成30年7月豪雨により発生した災害廃棄物の飛散・流出の防止に関する事前対策
- ・ 7月31日に広島県で災害廃棄物処理事業費補助金に関する説明会を開催。
- ・ 8月3日に愛媛県で災害廃棄物処理事業費補助金に関する説明会を開催。
- ・ 8月10日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令を公布・施行

#### 【動物愛護管理関係】

- ・ 動物愛護管理行政を所管する全国の自治体（121自治体（都道府県、政令市、中核市））に対して、以下の確認と被害等があった際の環境省への連絡を要請（7月7日22:00）。
  - 動物愛護管理センター等関連施設の被害状況
  - 特定動物（人に危害を加える恐れのある危険な動物）の逸走の有無
  - 避難所等が設置された場合の「人とペットの災害対策ガイドライン」に基づいた各種支援等の有無
- ・ （一財）ペット災害対策推進協会に対して、随時情報を共有するとともに、環境省、自治体と連携して対応してほしい旨要請（7月9日9:00）
  - 岡山県にて「岡山県動物救護本部」が設置（7月9日21:00）
  - 広島県にて「広島県動物救護本部」が設置（7月10日11:00）
- ・ 広島県に派遣中の本省職員が広島市内3カ所の避難所の現地調査を行った（7月11日20:00）。

## 【機密性 1】

- ・ 岡山県に派遣した本省職員と中国四国地方環境事務所職員が倉敷市内 2 カ所、総社市内 2 カ所の避難所避難所の現地調査を行った（7月12日 22:00）。
- ・ 7月20日から23日にかけて岡山県・広島県・愛媛県にそれぞれ派遣した本省職員と中国四国地方環境事務所職員がペットを連れた被災者の避難状況について現地調査を実施（7月23日 16:00）。
- ・ 岡山県・広島県・愛媛県の動物愛護管理部局に対して平成30年豪雨災害に係る仮設住宅へのペットの受入れ配慮について事務連絡を发出（7月23日 18:00）。

## 【環境保健関係】

- ・ 22関係府県の熱中症予防対策担当部局に対して、被災住民等の熱中症対策について事務連絡を发出（7月9日 16:24）
- ・ 各都道府県の衛生主管部（局）に対して、環境省所管の法令等に係る公費負担医療の取扱いについて事務連絡を发出（7月10日 17:52）

## 【地方環境事務所関係】

- ・ 中国四国地方環境事務所現地災害対策本部を設置（7月8日12:00）
- ・ 近畿地方環境事務所現地災害対策本部を設置（7月8日15:00）
- ・ 中国四国地方環境事務所現地災害対策本部会合を開催（第1回会議7月9日9:30～、第2回会議7月10日9:30～、第3回会議7月11日9:30～、第4回会議7月12日9:30～、第5回会議7月13日9:30～、第6回会議7月17日9:30～、第7回会議7月19日9:30～、第8回会議7月24日9:15～、第9回会議7月27日9:30～、第10回会議7月30日9:30～、第11回会議8月6日9:30～）し、各課、四国事務所から被害状況の報告等を確認。
- ・ 近畿地方環境事務所現地災害対策本部会合を開催（第1回会議7月9日10:00～、第2回会議7月10日9:30～、第3回会議7月11日9:30～、第4回会議7月13日9:30～、第5回会議7月17日16:45～、第6回会議7月19日16:00～）し、各課から被害状況の報告等を確認。

## 【大気環境関係】

- ・ 災害廃棄物の処理等に係るアスベスト飛散防止対策の周知を図るため、全国の都道府県に対して事務連絡を发出（7月6日）
- ・ アスベストの確認調査の相談先の紹介と、救護活動等を行う従事者向けの注意喚起用チラシの活用の周知を図るため、全国の大防法所管自治体に対して事務連絡を发出（7月10日）
- ・ 広島県呉市の4地点（試料採取日：8月1日及び2日）において、アスベスト大気濃度調査を実施し、通常的一般大気環境とほぼ変わらないことを確認。

以上。